

## 病児・病後児保育事業における事前登録方法の見直しについて

👉 病児・病後児保育事業利用のための事前登録手続きをオンラインで完結できるよう、受付方法の見直しを行う。

### 概要

#### 1 目的

情報化基本方針に基づき、これまで区や利用する病児・病後児保育室において対面で受付けていた事前登録手続きを電子申請システム「LoGoフォーム」を活用した方法に見直すことで、区民サービスの向上及び事業者の負担軽減を図る。

#### 2 変更内容

	現 行	変 更 後
申請受付	・利用する病児・病後児保育室 ・子ども家庭支援センター(十思分室除く)	電子申請システム「LoGoフォーム」より受付
手続き	①上記窓口に利用登録申請書を提出 ②紙の登録カードを発行 ③利用する病児・病後児保育室に児童票を提出し、事前登録が完了	①利用登録申請書及び児童票をLoGoフォームより申請 ②区にて申請内容を確認し、電子版の登録カードを送付 ③区から病児・病後児保育室に利用登録申請書及び児童票を送付し、全施設の事前登録が完了

#### 3 今後の予定

令和8年2月中旬 区ホームページやチラシ等により事前周知  
3月16日 運用開始